

## 東海北陸地方年金記録訂正審議会（第10回総会）議事録

○日時 令和6年4月12日（金） 9：57 ～ 10：25

○場所 名古屋合同庁舎第1号館8階 会議室

○出席者

中根会長、天野委員、大滝委員、木村委員、小寺委員、佐藤委員、杉原委員、内藤委員、名越委員、船戸委員、松田委員、宮田委員、安田委員、柚原委員、若松委員、渡辺委員

○議題

- (1) 東海北陸地方年金記録訂正審議会会長の選任について
- (2) 東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について

○報告事項

年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について

○議事

○草柳課長補佐 皆様お揃いになりましたので定刻より少し早いですが、総会を始めさせていただきたいと思います。

それではただいまから東海北陸地方年金記録訂正審議会第10回総会を始めさせていただきます。私は、東海北陸厚生局年金審査課課長補佐の草柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

冒頭、お願いごととなりますが、本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

併せて、東海北陸厚生局のホームページに掲載する写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

それでは本題に入らせていただきます。着座にて失礼します。

本会議につきましては、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則により、会長が議長として審議会の審議の運営を行うこととされておりますが、中根会長におかれましては、本年4月9日で任期満了となりました。引き続き委員として就任していただくことにご承諾をいただいておりますが、いったん会長職は不在の状況となっております。従いまして、本日の総会は、会長選出までの間、柚原会長代行により議事進行していただくこととなります。

それでは、柚原会長代行、よろしくお願いいたします。

○柚原会長代行 委員の皆様方には、大変ご多忙の折、ご参集いただきまして誠

にありがとうございます。

ただいまから第10回総会を開催いたします。私は、会長代行の柚原と申します。この後、会長が選任されるまで私が議長を務め議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず始めに、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則第9条に「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」と規定されております。本日の議題のうち私が担当する議題1「会長の選任について」は、特段、個人情報の保護や、あるいは公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できますので、公開といたします。

なお、議題2以降の会議の公開・非公開については、会長を選任後、改めてご判断をいただくことにいたします。

次に、事務局は、運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料と併せて東海北陸厚生局ホームページで公開するとともに、同条第3項の規定に基づき、議事録の作成をお願いします。

なお、同条第4項の規定による議事録署名人については、会長選任後、会長が指名いたします。

続きまして、事務局から、本日の出欠状況と会議の成立についての報告、資料等の説明と確認をお願いいたします。

○草柳課長補佐 それでは本日の総会の出席員数及び総会の成立についてご報告いたします。本日は、委員総数16名に対しまして、16名の委員の方にご出席をいただいております。地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項において、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定されており、本日は、その定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。まず「座席表」「議事次第」に続きまして、資料1「東海北陸地方年金記録訂正審議会会長の選任について」、資料2「東海北陸地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、参考資料といたしまして、「地方年金記録訂正審議会規則及び東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」をご用意させていただいております。資料に不足がございましたらお申し出ください。大丈夫でしょうか。

これに加え、本年4月に再任及び新任されました委員の皆様には、人事異動通知書を机の上にご用意させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。なお、任期途中の委員の皆様には人事異動通知書はございませんが、引き続きよろしくお願いいたします。

○柚原会長代行 それでは、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員と、本日出席の事務局職員のご紹介をお願いいたします。事務局から、ご紹介をよろしくお

願いいたします。

○草柳課長補佐 はい。それではまず、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員の方々をご紹介いたします。お手元に配布してあります資料1の委員名簿をご覧ください。名簿の順にお名前のみご紹介させていただきます。

天野智子委員です。大滝春義委員です。木村美恵子委員です。小寺佐智子委員です。佐藤文子委員です。杉原孝朗委員です。内藤広子委員です。中根紀裕委員です。名越陽子委員です。船戸淳委員です。松田正子委員です。宮田直美委員です。安田剛委員です。柚原肇委員です。若松優佳委員です。渡辺尚美委員です。以上、東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は16名でございます。

続きまして、事務局の出席者を紹介いたします。東海北陸厚生局長の中山です。年金管理官の西條です。年金審査課長の西井です。管理係長の伊藤です。

それでは、議事に先立ちまして、中山局長より挨拶を申し上げます。

○中山厚生局長 開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様には、日頃より国の年金事業の適正な運用と円滑な推進にご理解、ご尽力いただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

また、これまでの間、委員の皆様方のご理解のもと、年金記録訂正請求事案についてご審議していただいたことについて深く感謝申し上げます。

さて、本審議会は、平成27年4月に第1回総会を開催して以来、9年間で延べ534回の部会を開催しました。この間、記録訂正請求事務を順調に処理することができたことは、委員の皆様のお力添えの賜物と、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今後も年金記録の訂正手続を着実に実施し、国民の皆様の迅速な権利回復のため、今までと同様、訂正請求の可否について、委員の皆様のお力をお借りしながら、公平・公正に業務を進めていく所存でございますので、引き続き、国民の立場に立ってご尽力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○柚原会長代行 それでは、本日の議題に入ります。議題1「会長の選任について」です。会長の選出につきましては、お手元にお配りしてある資料1の参考欄をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされております。会長の選任について、どなたか、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○小寺委員 はい。

○柚原会長代行 はい、小寺委員願いいたします。

○小寺委員 小寺でございます。引き続き中根委員にお願いできればと思います。皆様いかがでしょうか。

○柚原会長代行 ただいま、小寺委員から「中根委員に引き続き会長をお願いしてはどうか」というご発言がありました。他の委員の皆様はいかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○柚原会長代行 はい。皆様「異議なし」ということでよろしいですね。

皆様異議なしということで、中根委員に会長をお願いしたいと思います。中根委員、よろしくお願いいたします。

○草柳課長補佐 それでは、ここからの議事進行は中根会長にお願いいたします。恐れ入りますが、中根委員には議長席にお移りいただき、一言ご挨拶をいただければと存じます。

○中根会長 ただいま選任をいただきました中根紀裕でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

たくさんの委員の方々がいらっしゃる中で、会長という重い職務を仰せつかりまして、身の引き締まる思いでございます。微力を尽くして頑張りますのでよろしくお願いいたします。引き続き皆様方にご協力をいただきまして、年金記録の訂正につき、遺漏のないように、また国民の皆様の権利の救済に貢献できればというふうに考えておりますので、皆様方にはご協力のほうよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

それでは、ここで改めて、本会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則第9条に「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」とあります。本日の議題の議事内容及び報告事項については、特段、個人情報の保護や、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容は含まれていないと判断できますので、公開といたします。なお、発言に際しては個人情報に配慮していただきますようお願いいたします。

次に、本日の会議の議事録の作成に当たり、運営規則第12条第4項の規定により、議事録署名人として私のほかに、柚原委員と安田委員の2名を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中根会長 それでは、議題2に入ります。議題は「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてです。地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」とされ、同規則第6条第2項において、

「部会に属すべき委員等は、会長が指名する」とされ、同条第3項に、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する」とされています。

まず、会長代行には、引き続き柚原委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

次に各部会に属する委員及び部会長の指名についてです。事務局は「部会に属すべき委員一覧表」を委員の皆様に配布してください。

○中根会長 この一覧表のとおりをお願いしたいと考えております。

第1部会は、佐藤委員、名越委員、宮田委員、渡辺委員で部会長は名越委員をお願いいたします。

第2部会は、大滝委員、内藤委員、安田委員、若松委員で部会長は安田委員をお願いいたします。

第3部会は、天野委員、木村委員、松田委員、柚原委員で部会長は柚原委員をお願いいたします。

第4部会は、小寺委員、杉原委員、船戸委員、そして部会長は私、中根が務めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、東海北陸厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、何とぞよろしくお願いいたします。また、審議会総会は、必要な都度、私が招集することとなりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項として「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」です。事務局から報告をお願いします。

○西井課長 では、説明いたします。本年4月に年金審査課長を拝命いたしました西井と申します。着任しましてまだ日も浅く、至らない点もあろうかとは存じますが、委員の皆様方のご指導ご鞭撻を賜りながら業務に取り組んでまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料3「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

この資料の数値につきましては、令和6年3月分の集計がまだ終わっておりませんので、令和5年度につきましては、2月末時点の速報値となります。

では、資料の1ページをお願いいたします。当局管内における直近3か年度の年金記録訂正請求の受付・処理状況の推移となります。受付件数につきましては、令和3年度は536件、令和4年度は369件、令和5年度は2月末までで364件となっており、ここ2か年度につきましては概ね400件未満で推移しているところでございます。

令和5年4月から令和6年2月までの状況ですが、前年度同期と比べまして、受

付件数は 20 件の増加となっております。

制度別では、各年度とも厚生年金が受付件数の大半を占めており、次いで国民年金、脱退手当金の順となっております。

訂正請求の処理の流れにつきましては、請求者からの訂正請求は日本年金機構の年金事務所で受け付けることとなっており、調査確認が行われた後、厚生労働省での判断が必要とされるものについては、厚生局年金審査課に送付され処理をされることとなっております。

その結果、当局での処理件数につきましては、令和 3 年度が 123 件、令和 4 年度は 105 件、令和 5 年度は 2 月末までで 112 件となっております。

令和 4 年度の処理件数 105 件の内訳につきましては、訂正決定が 53 件、不訂正決定が 52 件でございました。制度別に見ますと、国民年金は処理件数 21 件のうち、不訂正決定が 19 件と、これまでと同様、不訂正決定が多いという傾向にございます。

また、令和 4 年度は全処理件数が 313 件の約 6 割の 176 件は記録訂正が必要と判断できる確実な証拠があることなどにより、日本年金機構の方で処理されていることとなります。なお、処理件数につきましては、処理した年度で計上しておりますので、年度の受付とは若干相違しております。この他、資料にはございませんが、日本年金機構から当局へ送付される今年度の受付件数は前年度とほぼ同様の状況であります。以前より、月に 1 回、各部会を開催していたものの、令和 4 年度後半からは休会とさせていただく月もございました。

年金記録の訂正請求がどれだけ当局のほうに送られてくるかというのは何とも言えないところではございますが、今後も審議の予定がない月には休会とさせていただくこともございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。なお、委員の皆様方のご都合もあろうかと思っておりますので、休会が決定した際には、いち早くお伝えさせていただきます。

次に 2 ページをご覧ください。総務省年金記録確認中部地方第三者委員会にて年金記録の申し立て手続きが開始された以降の管内の受付件数の推移になります。平成 22 年度の 6,967 件、1 か月あたり 581 件をピークに、その後減少し、平成 30 年度は 221 件、1 か月あたり 18 件となりましたが、直近 2 か年度につきましては 1 か月あたり 30 件程度で推移しております。

次に 3 ページをお願いします。こちらは、年金記録の申し立て手続きが開始された以降の管内の処理件数の推移になります。先ほどの受付件数の推移と同様、平成 22 年度の 6,716 件、1 か月あたり 560 件をピークに、その後減少し、最近では月 10 件程度の処理件数となっております。

次に 4 ページと 5 ページでございしますが、昨年 12 月に開催されました第 11 回社会保障審議会年金記録訂正分科会において公表された資料になります。こちらは全国の厚生局の処理事案を対象とした件数となります。

まず 4 ページの事案類型別の状況について説明いたします。令和 4 年度で見ますと、厚生年金では事案類型が①標準賞与額に係る訂正請求が約 7 割、②の被保

険者期間に係る訂正請求が約2割、③の標準報酬月額に係る訂正請求が約1割でございました。令和3年度につきましてもほぼ同じような比率でありましたので、最近の厚生年金の主な訂正請求は、標準賞与額に係る訂正請求であることが分かります。

国民年金では、令和3年度、令和4年度においても⑤の保険料納付に係る訂正請求が9割前後と、ほとんどを占めている状況となります。

脱退手当金につきましては、支給期間の訂正が全期間か一部期間かということで分けられておりますが、ほぼ全期間の訂正を求めていることとなります。

次に5ページをご覧ください。請求者の年齢階層別の状況となります。こちらも全国版の令和4年度の厚生局処理事案を対象とした件数となります。

国民年金では、年金請求年齢に近い50歳から65歳の層の請求が多く見られますが、厚生年金の方は、若い世代の30歳代から請求年齢の65歳までが多くなっております。これは、賞与の届出漏れなどが影響しているのではないかと考えているところでございます。

最後に6ページになります。先ほど1ページ目で当局管内の受付・処理状況を説明させていただきましたが、こちらは全国に11か所ございます各厚生局・分室ごとの受付・処理状況でございます。

当局の処理件数は、網掛けをしてございます⑦の列になりますが、全国の処理件数が836件のうち、112件と全国に占める割合は13.4%となっております。

また、当局の特徴としましては、表の下から2行目の一番右の欄ですが、機構記録訂正処理率の全国平均が72.9%であるところ、当局では66%となっており、昨年度同期の55.9%からは改善しておりますが、いまだ平均を下回っております。機構での処理率が低いということは、厚生局での判断を必要とする事案が多いということになり、それだけ当局においては難しい事案が多いということになります。このような中、委員の皆様におかれましては、精力的にご審議をいただきまして、感謝を申し上げる次第でございます。本年度におきましても、昨年度と同様、委員の皆様の忌憚のないご意見、活発なご議論を賜りますよう、お願いいたします。

以上で、請求訂正の受付・処理状況の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中根会長 ありがとうございました。ただいまの事務局の報告について何かご質問等があればご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○中根会長 ご質問等がないようですので、以上で報告事項について終了いたします。これで本日予定していた議題及び報告事項は、全て終了しました。

○草柳課長補佐 中根会長、ありがとうございました。これをもちまして、第10回東海北陸地方年金記録訂正審議会総会を終了いたします。